
第 3 章 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

級別	音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害
3級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害

第3章 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

1. 音声機能又は言語機能障害

[喪失]

(1) 「**音声機能又は言語機能の喪失**」(3級)とは、音声を全く発することができないか、発声しても言語機能を喪失したものをいう。

なお、この「喪失」には、先天性のものも含まれる。

具体的な例は次のとおりである。

- a 音声機能喪失……無喉頭、喉頭部外傷による喪失、発声筋麻痺による音声機能喪失
- b 言語機能喪失……ろうあ、聴あ、失語症、運動障害性(麻痺性)構音障害、脳性麻痺構音障害

[著しい障害]

(2) 「**音声機能又は言語機能の著しい障害**」(4級)とは、音声又は言語機能の障害のため、音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難なものをいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 喉頭の障害又は形態異常によるもの
- b 構音器官の障害又は形態異常によるもの(唇顎口蓋裂の後遺症による口蓋裂構音障害、末梢神経及び筋疾患に起因する舌、軟口蓋等の運動障害による構音障害、舌切除等による構音器官の欠損によるものなどを含む)
- c 中枢性疾患によるもの(失語症、運動障害性(麻痺性)構音障害、脳性麻痺構音障害を含む)

表 1 障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動
(場とレベル)の具体的状況例

3級の欄の音声言語機能のレベルに該当すれば3級と判定する。3級の欄の項目が可能でも、4級の欄のレベルであれば4級と判定する。

障害等級	コミュニケーションのレベル コミュニケーションの場	理 解 面	表 出 面
3級	<p style="text-align: center;"> 本 人 ↓ ↑ 家 族 本 人 ↓ ↑ 家 族 </p> <p>状況依存度が 高い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人や家族の名前がわからない。 ・ 住所がわからない。 ・ 日付, 時間がわからない。 ・ 部屋の中の物品を言われてもわからない。 ・ 日常生活動作に関する指示がわからない(風呂に入って, STに行つて, 薬を2錠飲んで……)。 <p>本人の所属, 時間 日常生活動作, 物品に関する指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人, 家族の名前が言えないか, 通じない。 ・ 住所が言えない(通じない)。 ・ 日付, 時間, 年齢が言えない(通じない)。 ・ 欲しい物品を要求できない(通じない)。 ・ 日常生活動作に関する訴えができないか通じない(窓を開けて……)。 ・ 身体的訴えができない(通じない)。 <p>本人の所属, 時間 日常生活動作, 物品に関する要求</p>
4級	<p style="text-align: center;"> 本 人 ↓ ↑ 家 族 本 人 ↓ ↑ 家 族 周 辺 </p> <p>状況依存度が 低い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問診の質問が理解できない。 ・ 治療上の指示が理解できない(P T, 薬の飲み方……)。 ・ 訪問者の用件がわからない。 ・ 電話での話がわからない。 ・ 尋ねた道順がわからない。 ・ おつかいができない(どこで, 何を, いくつ, いくら, 誰に, いつ)。 <p>家族以外の者から, 日常生活動作について, 質問されたり, 指示されたりしたときに, 理解できない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病歴, 病状が説明できない(通じない)。 ・ 治療上のことについて, 質問ができない(通じない)。家族に内容を伝えられない。 ・ 訪問者に用件を質問できないか通じない。用件を家族に伝えられない。 ・ 電話で応答できない。家族に内容を伝えられない(いつ, 誰, 何, どこ)。 ・ 知り合いに電話をかけて用件が伝えられない(通じない)。 ・ 行先が言えない(通じない)。道順を尋ねられない(通じない)。 ・ 買物をことばでできないか通じない(何をいくつ, いくら)。 <p>家族以外の者に, 日常生活動作に関することを説明できない。</p>

表 2 等級判定の基準

〔 大原則：障害程度の判定基準は一次能力障害(稼得に関係のない日常生活活動能力の欠損度)に基づく 〕

障害の程度と等級	認定基準の原則	音声, 言語機能障害の場合	障害程度の定義と具体例	等級判定の基準—コミュニケーション活動の場とレベルからみた意思疎通困難の程度—
重度(1, 2級)
中程度	3級 家庭内での日常生活活動が著しく障害される	喪失	音声言語による意思疎通ができないもの 「音声機能障害」—音声を全く発することができない(例:無喉頭, 喉頭外傷による喪失, 発声筋麻痺による音声喪失<反回神経麻痺など>) 「言語機能障害」—発声しても意思疎通ができない(例:重度失語症, 聴あ, 運動障害性構音障害, 脳性麻痺構音障害, ろうあ)	家庭において, 家族又は肉親との会話の用をなさない(日常会話は誰が聞いても理解できない)。 ※具体的状況(コミュニケーション活動の場とレベル)は表1に例示してある。
	4級 家庭周辺での日常生活活動が著しく障害される	著しい障害	音声言語のみ用いて意思を疎通することが困難なもの 「音声機能障害」—喉頭の障害又は形態異常によるもの 「言語機能障害」—イ. 構音器官の障害又は形態異常によるもの ロ. 中枢性疾患によるもの ※障害類型の例は(1)ウの具体例参照のこと	家族又は肉親との会話は可能であるが, 家庭周辺において他人には殆ど用をなさない。 ※具体的状況(コミュニケーション活動の場とレベル)は表1に例示してある。
軽度 軽微	社会での日常生活が著しく障害される	障害非該当	日常の会話が可能であるが不明瞭で不便がある。

* (1)ウの具体例

2 障害程度の認定について
 (1) 身体障害認定基準についての補足説明
 ア、イ (略)
 ウ 「音声機能又は言語機能の著しい障害」の項で、「具体的な例は次のとおりである。」以下を次のように改めて解釈すべきである。
 (ア) 音声機能の著しい障害…喉頭の障害又は形態異常によるもの
 (イ) 言語機能の著しい障害
 1) 構音器官の障害又は形態異常によるもの(構音器官の障害には唇顎口蓋裂の後遺症による口蓋裂構音障害、末梢神経及び筋疾患に起因する舌、軟口蓋等の運動障害による構音障害、舌切除等による構音器官の欠損によるものなどを含む。)
 2) 中枢性疾患によるもの(失語症、運動障害性(麻痺性)構音障害、脳性麻痺構音障害等。)

2. そしゃく機能障害

[喪失]

(1) 「**そしゃく機能の喪失(注1)**」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- b 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- c 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

[著しい障害]

(2) 「**そしゃく機能の著しい障害(注2)**」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- b 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- c 外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- d 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症(注4)による咬合異常によるもの(注5)

(注1) 「そしゃく機能の喪失」と判断する状態について

そしゃく・嚥下機能の低下に起因して、経口的に食物等を摂取することができないため、経管栄養(口腔、鼻腔、胃瘻より胃内に管(チューブ)を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法)以外に方法がない状態をいう。

(注2) 「そしゃく機能の著しい障害」と判断する状態について

「そしゃく・嚥下機能の低下に起因して、経口摂取のみでは十分な栄養摂取ができないために、経管栄養(口腔、鼻腔、胃瘻より胃内に管(チューブ)を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法)の併用が必要あるいは摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある(注3)状態」又は「口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による著しい咬合異常があるため、歯科矯正治療等を必要とする状態」をいう。

(注3) 「摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある」と判断する状態について

開口不能のため流動食以外は摂取できない状態又は誤嚥の危険が大きいため、摂取が半固形物(ゼラチン・寒天・増粘剤添加物等)等、極度に限られる状態をいう。

(注4) 「先天異常の後遺症」とは、「疾患に対して手術、その他の処置を行った後もなお残存する後遺症」を意味する。

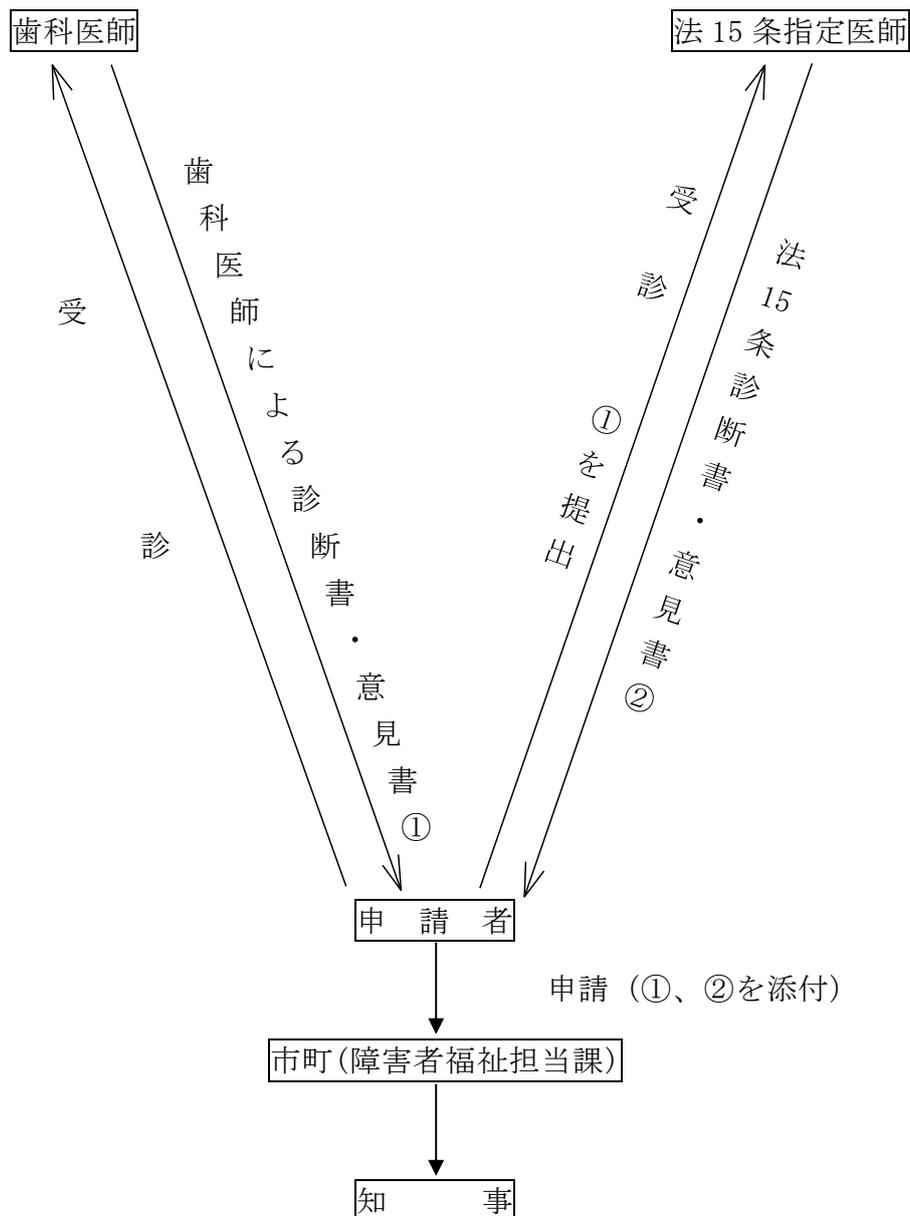
(注5) 咬合異常によるそしゃく機能の障害については、歯科矯正治療等の一応の成果が見られる3年を目途に再認定を行うこと。

3. そしゃく機能障害に関する歯科医師の意見について

口唇・口蓋裂等によるそしゃく機能の障害のある者が、身体障害者福祉法第 15 条に基づき身体障害者手帳の交付を申請するに際し、医師が「身体障害者診断書・意見書」を作成するときは、矯正歯科を標榜する歯科医師による意見書の提出を求めるものとする。

(参考)

身体障害者手帳申請手続き



歯科医師による診断書・意見書

総括表

氏名	大正 昭和 平成 令和	年 月 日生	
住所			
現症			
原因疾患名			
治療経過			
<p>今後必要とする治療内容</p> <p>(1) 歯科矯正治療の要否</p> <p>(2) 口腔外科的手術の要否</p> <p>(3) 治療完了までの見込み</p> <p>向後 年 月</p>			
<p>現症をもとに上記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。</p> <p>障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する ・該当しない <p>令和 年 月 日</p> <p>病院名又は診療所 の名称、所在地 標榜診療科名 歯科医師名</p> <p style="text-align: right;">(自署又は記名押印) ㊞</p>			

○疑義解釈

質 疑	回 答
<p>[音声・言語・そしゃく機能障害]</p> <p>1. 「ろうあ」に関する認定で、聴覚障害としては100dBの全ろうで、言語機能障害としては「手話、口話又は筆談では意思の疎通が図れるが、音声言語での会話では家族や肉親でさえ通じないもの」に該当する場合、どのように認定するのか。</p> <p>2. アルツハイマー病で、疾病の進行により神経学的所見がないにも係わらず、日常生活動作が全部不能となっているケースを身体障害者として認定してよいか。 又、アルツハイマー病による脳萎縮が著明で、音声・言語による意思疎通ができないものは、脳血管障害による失語症と同等と見なし、音声・言語機能障害として認定してよいか。</p> <p>3. 音声・言語機能障害に関して、 ア. 筋萎縮性側索硬化症あるいは進行性筋ジストロフィー等の疾病により気管切開し、人工呼吸器を常時装着しているために発声不能となっている者について、音声機能の喪失としても認定できるか。（本症例はすでに呼吸器機能障害として認定されている。） イ. 事故により肺活量が低下し、気管切開してカニューレ挿入している者で、将来とも閉鎖できないと予想される場合については、音声機能の喪失等として認定できるか。</p>	<p>聴覚障害2級と言語機能障害3級（喪失）との重複障害により、指数合算して1級と認定することが適当である。</p> <p>アルツハイマー病に限らず、老人性痴呆症候群は、精神機能の全般的衰退によるものであって、言語中枢神経又は発声・発語器官の障害ではないことから、これらに起因する日常生活動作の不能の状態や意思疎通のできない状態をもって、音声・言語機能障害と認定することは適当ではない。</p> <p>ア. 筋萎縮性側索硬化症の患者の場合、呼吸筋の麻痺が完全なものであれば、喉頭筋麻痺の有無にかかわらず、発声の基礎になる呼気の発生ができないので、喉頭は無機能に等しい。したがって、音声機能障害の3級として認定することも可能である。</p> <p>イ. 喉頭や構音器官の障害又は形態異常が認められず、中枢性疾患によるものでもないため、気管切開の状態のみをもって音声機能障害又は呼吸器機能障害として認定することは適当ではない。</p>

質 疑	回 答
<p>4. 食道閉鎖症により、食道再建術・噴門形成術を行ったもので、経管栄養は行っていないが、誤嚥による肺炎を頻発している場合は、著しいそしゃく・嚥下機能障害として認定できるか。</p> <p>5. 認定基準及び認定要領中、音声機能障害、言語機能障害、そしゃく機能障害については、各障害が重複する場合は指数合算による等級決定（重複認定）はしないこととなっているが、 ア. 手帳における障害名の記載に関しては、障害名の併記は可能と考えてよいか。 イ. また、下顎腫瘍切除術後による「そしゃく機能の著しい障害」（4級）と大脳言語野の病変による「言語機能障害（失語症）」（3級）の合併などの場合は、障害部位が同一ではないことから、指数合算して重複認定（2級）することが必要となる場合もあり得ると考えるが、このような取扱いは可能か。</p> <p>6. 3歳時に知的障害の診断を受けている。音声模倣は明瞭な発声で行うことができるが、意味のある言語を発することはできない。したがって、家族との音声言語による意思疎通が著しく困難である。この場合、言語機能の喪失として認定してよいか。</p>	<p>本症例は、食道の機能障害であることから、そしゃく・嚥下機能障害として認定することは適当ではない。</p> <p>いずれも可能と考えられる。 認定基準等においては、舌切除等に伴う舌機能廃絶によって構音障害及びそしゃく・嚥下機能障害を同時にきたす場合など、同一疾患、同一障害部位に対して、異なる障害区分から判定したそれぞれの指数を合算して重複認定することは適当ではないとの原則を示したもので、一般的にはより重度と判定された障害区分の等級をもって認定することを意味している。 しかしながら、この事例のように障害部位や疾患が異なり（そしゃく嚥下器官の障害と言語中枢の障害）、どちらか一方の障害をもって等級決定することが明らかに本人の不利益となる場合には、指数合算を要する重複障害として総合的に等級決定することはあり得る。</p> <p>言語機能の障害について、明らかに知的障害に起因した言語発達遅滞と認められる場合は、言語機能の障害として認定することは適当ではない。 このため、必要に応じて発達上の障害の判定に十分な経験を有する医師に対し、これが知的障害に起因する言語発達遅滞によるものか、また、失語症や構音機能の障害等によるものと考えられるのかの診断を求め、それに基づき適切に判断されたい。</p>

身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡機能・音声・言語機能又はそしゃく機能障害用)

総括表

氏名 ○○ ○○	大正 昭和 平成 令和	30年 4月 1日 (69) 歳	男 女
住所 ○○市○○町○○番○○号			
① 障害名(部位を明記) 言語機能障害(失語症)			
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害(疾病)先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日		令和5年 3月10 日・場所	
④ 参考となる経過・現症(レントゲン及び検査所見を含む。)			
R5.3.10 右片麻痺、失語で発症、左中大動脈領域の梗塞と診断。 約1年の言語治療により若干改善したがプラトーに達す。上記診断とされ れた。 障害固定又は障害確定(推定) 令和6年 3月11日			
⑤ 総合所見			
家庭周辺の家族以外の者からの日常生活に関する質問を理解できず、要件を伝 えることもできない。 〔将来再認定 要・不要〕 〔再認定の時期 年 月〕			
⑥ その他参考となる合併症状		障害の状態が軽減する等の変化 が予想される場合には、1年以上 5年以内の時期を記入のこと。	
右上下肢麻痺			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。			
令和 6年 4月 1日		○○病院	
病院又は診療所の名称		○○市○○町○○番○○号	
所在地			
診療担当科名		耳鼻咽喉科 医師氏名 ○○ ○○ 印 (自署又は記名押印)	
身体障害者福祉法第15条第3項の意見()			
障害の程度は、身体障害者福祉法別表		・必ず、自署又は記名押印のこと ・病院、診療所の名称・住所の記載漏れにも留意のこと	
・該当する (4 級相当)			
・該当しない			
注 意			
1 障害名には現在起こっている障害、例えば聴覚障害(両側内耳性難聴)、両耳ろう、平衡機 能障害(中枢性平衡失調)、音声機能障害(無咽頭)、言語機能障害(運動障害性構音障害)、 そしゃく機能障害(嚥下機能障害)等を記入し、原因となった疾病には、先天性難聴、メニ エール病、慢性中耳炎、咽頭腫瘍、小脳腫瘍、脳血管障害、進行性麻痺、中咽頭癌、食道閉 鎖症、外傷性下顎複雑骨折、唇顎口蓋裂等原因となった疾患名を記入してください。			
2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次項以降の部分についてお問 い合わせする場合があります。			

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能の状態及び所見

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合には、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない)。

- 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そ しゃ く 機 能 障 害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

該当の障害がないため省略

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

閉眼起立(可・やや可・不)、閉眼直線歩行10m(可・やや可・不)
閉眼直線歩行10m(可・やや可・不)

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

発声(困難・不能)、発語(困難・不能)

家族又は肉親との会話(可・やや可・不)、家庭周辺における他人との会話(可・やや可・不)
病状などの説明もできない。

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

以下該当の障害がないため省略

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に✓又は()内に必要事項を記述すること。

「該当する障害」

- そしゃく・嚥下機能の障害
→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
- 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

① そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

()

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

(参考) 各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・ 声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡機能・音声・言語機能又はそしゃく機能障害用)

総括表

氏名 ○○ ○○	大正 昭和 平成 令和	30年 4月 30日 (68) 歳	男 女
住所 ○○市○○町○○番○○号			
⑦ 障害名 (部位を明記)	音声機能障害、そしゃく嚥下機能障害		
⑧ 原因となった 疾病・外傷名	筋萎縮性側索硬化症	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害、疾病、先天性、その他()	
⑨ 疾病・外傷発生年月日	令和5年 7月頃 日・場所		
⑩ 参考となる経過・現症 (レントゲン及び検査所見を含む。)	7月頃より嚥下障害が出現。次第に増悪し、四肢筋力低下、構音障害も出現した為受診。球麻痺及び四肢筋力低下を認めた。 障害固定又は障害確定 (推定) 令和6年 4月 1日		
⑤ 総合所見	全身麻痺に伴う発声筋麻痺により発声不能。 延髄機能障害によるそしゃく機能低下のため半固形物以外摂取不能。 音声機能障害3級、そしゃく機能障害4級、総合3級		
⑥ その	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・同一の原疾病による音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合、指数合算はせず、より重度と判定された障害区分の等級をもって認定する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・障害の状態が永続的に認定できる場合には、再認定は原則不要。 ・障害の状態が軽減する等の変化が予想される場合には、1年以上5年以内の時期を記入のこと。</p> </div> <p>[将来再認定 要・不要] [再認定の時期 年 月]</p>		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 6年 4月 1日 病院又は診療所の名称 ○○病院 所在地 ○○市○○町○○番○○号 診療担当科名 耳鼻咽喉科 医師氏名 ○○ ○○ 印 (自署又は記名押印)			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 障害の程度は、身体障害者福祉法別 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>・必ず、自署又は記名押印のこと ・病院、診療所の名称・住所の記載漏れにも留意のこと</p> </div> <p>・該当する (3 級相当) ・該当しない</p>			
注 意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば聴覚障害 (両側内耳性難聴)、両耳ろう、平衡機能障害 (中枢性平衡失調)、音声機能障害 (無咽頭)、言語機能障害 (運動障害性構音障害)、そしゃく機能障害 (嚥下機能障害) 等を記入し、原因となった疾病には、先天性難聴、メニエール病、慢性中耳炎、咽頭腫瘍、小脳腫瘍、脳血管障害、進行性麻痺、中咽頭癌、食道閉鎖症、外傷性下顎複雑骨折、唇顎口蓋裂等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次項以降の部分についてお問い合わせする場合があります。			

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能の状態及び所見

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合には、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない)。

- 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そ しゃ く 機 能 障 害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

該当の障害がないため省略

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

発声(困難・**不能**)、発語(困難・**不能**)

家族又は肉親との会話(可・やや可・**不**)、家庭以外における他人との会話(可・やや可・**不**)

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に✓又は()内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしゃく・嚥下機能の障害
→ 「① そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
 - 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→ 「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

① そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

(参考) 各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・ 声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

○所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。)

舌の萎縮、線維束攣縮を認める。

イ 嚥下状態の観察と検査

(参考1) 各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み

(参考2) 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)
- ・ 誤嚥の程度(毎回 2回に1回程度 数回に1回 ほとんど無し)

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査 ()
- 内視鏡検査 ()
- その他 (**食事摂取の状況を観察**)

○所 見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。）

誤嚥の危険が大きく、半固形物以外は摂取できない状態である。

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
 その他

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

(2) その他（今後の見込み等）

嚥下障害は更に進行すると思われる。

(3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。）

① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。）

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭喉頭の欠損等によるもの
 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

(1) 聴力障害の認定にあたっては、J I S規格によるオーディオメータで測定すること。

dB値は、周波数500, 1000, 2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa, b, cとした場合、

$\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a, b, cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

(2) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡機能・音声・言語機能又はそしゃく機能障害用)

総括表

氏名 ○○ ○○	大正 昭和 平成 令和	1年 8月 7日生 (5) 歳	男 女
住所 ○○市○○町○○番○○号	口唇・口蓋列後遺症等によるそしゃく機能障害の場合、「歯科医師による診断書・意見書」を併せて提出のこと。		
① 障害名 (部位を明記)	咬合異常によるそしゃく機能障害		
② 原因となった 疾病・外傷名	口唇、口蓋裂	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害 疾病 、先天性、その他 ()	
③ 疾病・外傷発生年月日	R1年 8月 7日・場所		
④ 参考となる経過・現症 (レントゲン及び検査所見を含む。)	R2. 2右口唇形成術施行 R2. 5右口蓋形成術施行 障害固定又は障害確定 (推定) 令和6年 4月 1日		
⑤ 総合所見	著しい咬合異常のため、歯科矯正が必要である。 〔将来再認定 要 ・不要〕 〔再認定の時期 R9年 3月〕		
⑥ その他参考となる合併症状	口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による著しい咬合異常がある場合、歯科矯正治療等の一応の成果が見られる3年を目途に再認定の時期を記入のこと。		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。	令和 6年 4月 1日 ○○病院 ○○市○○町○○番○○号 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 耳鼻咽喉科 医師氏名 ○○ ○○ 印 (自署又は記名押印)		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 障害の程度は、身体障害者福祉法別	<ul style="list-style-type: none"> 必ず、自署又は記名押印のこと 病院、診療所の名称・住所の記載漏れにも留意のこと ・ 該当する (4 級相当) ・該当しない		
注 意	1 障害名には現在起こっている障害、例えば聴覚障害 (両側内耳性難聴)、両耳ろう、平衡機能障害 (中枢性平衡失調)、音声機能障害 (無咽頭)、言語機能障害 (運動障害性構音障害)、そしゃく機能障害 (嚥下機能障害) 等を記入し、原因となった疾病には、先天性難聴、メニエール病、慢性中耳炎、咽頭腫瘍、小脳腫瘍、脳血管障害、進行性麻痺、中咽頭癌、食道閉鎖症、外傷性下顎複雑骨折、唇顎口蓋裂等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次項以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能の状態及び所見

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合には、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない)。

- 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そしゃく機能障害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

閉眼起立(可・やや可・不)、開眼直線歩行10m(可
閉眼直線歩行10m(可・やや可・不)

該当の障害がないため省略

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

発声(困難・不能)、発語(困難・不能)

家族又は肉親との会話(可・やや可・不)、家庭以外における他人との会話(可・やや可・不)

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に✓又は()内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしゃく・嚥下機能の障害
→ 「① そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
 - 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→ 「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

① そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

()

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

(参考) 各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・ 声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

○所 見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。）

[]

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
 その他 []

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

[特に前歯、臼歯の咬合不全が著しく食事摂取が極めて不便である。]

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

[上顎歯列不全あり。]

(2) その他（今後の見込み等）

[]

(3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。）

① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。）

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭喉頭の欠損等によるもの
 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

(1) 聴力障害の認定にあたっては、J I S規格によるオーディオメータで測定すること。

dB 値は、周波数 500, 1000, 2000Hz において測定した値をそれぞれ a, b, c とした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a, b, c のうちいずれか 1 又は 2 において 100dB の音が聴取できない場合は、当該 dB 値を 105dB として当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

(2) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

歯科医師による診断書・意見書

総括表

氏名 ○○ ○○	大正 昭和 1年 8月 7日生 平成 令和	男・女
住所 ○○市○○町○○番○○号		
現症 口唇、口蓋裂に起因する著しい咬合不全		
原因疾患名 口唇、口蓋裂		
治療経過 R2. 2右口唇形成術施行 R2. 5右口蓋形成術施行		
今後必要とする治療内容 (1) 歯科矯正治療の要否 咬合不全の治療のため必要である。 (2) 口腔外科的手術の要否 現時点では不要 (3) 治療完了での見込み 長期的な治療が必要である。 向後 10年 月		
現症をもとに上記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する ・該当しない 令和 6年 4月 1日 病院名又は診療所 ○○ 歯科 の名称、所在地 ○○ 市○○町○○番○○号 標榜診療科名 歯科医師名 ○○ ○○ 印 (自署又は記名押印)		

※ この診断書・意見書は、口唇・口蓋裂後患者手帳の交付を申請する場合に身体障害者診断書・意見書(そしゃく機能障害用)に添付してください。